

特記仕様書

件名 水質検査委託業務

第1（基本事項）

1 目的

本委託業務は、水道水の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、海津市水道事業（以下「甲」という。）が委託する「水質検査委託業務」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2（一般事項）

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所：海津市水道事業の指示する場所

4 再委託の禁止

乙は、本仕様書に定める委託業務の全部もしくは一部（ダイオキシン類を除く）を他に委託してはならない。ただし、機器の故障等により業務の履行が困難な場合には、事前に業務の再委託について、乙は甲の承認を得る。

5 手続き等

業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙協議する。

第3（業務実施に求める要件）

1 本業務の実施に当たって、乙は以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録検査機関で水質検査業務地域内に岐阜県を含むこと。
- (2) (一社)日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP（原水を含む））を取得していること。
- (3) 水道水質基準項目の ISO/IEC 17025 試験所認定を複数の試験方法で取得し、且つ認定された試験施設で水質試験を行うこと。
- (4) 厚生労働省が実施した過去3年の「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」において、Zスコアが±2未満であること。

2 乙は、上記4点を証明する資料を事前に甲に提出する。

第4（検査項目）

1 定期の水質検査（給水栓水質検査及び原水水質検査）

- (1) 検査項目及び検査頻度
別紙 1-1 のとおり。
- (2) 試料容器の準備
ア 乙は、別紙 1-1 の検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。
イ 採水容器及び器具の洗浄については、乙の責任において十分に行う。
- (3) 採水方法等
ア 採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導する。
イ ダイオキシン類の採水は、甲の指定する日に乙が行う。
- (4) 試料の運搬
ア 試料の運搬は乙が行う。乙は、採水日に甲の指定する場所で試料を受け取る。
イ 試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
ウ 検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後 10 時間以内とする。

2 臨時の水質検査及び水道法第 18 条に基づく水質検査

- (1) 検査項目及び検査頻度
検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。
- (2) 試料容器の準備
ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。
イ 採水容器及び器具の洗浄については、乙の責任において十分に行う。
- (3) 採水方法等
ア 採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導する。
- (4) 試料の運搬
ア 試料の運搬は乙が行う。乙は、甲から指示のあった場合には概ね 1.5 時間以内に甲の指定する場所で試料を受け取る。
イ 試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
ウ 検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後 5 時間以内とする。
- (5) 検査結果
乙は、試料搬入後概ね 24 時間で検査結果を甲に報告する。

第5（検査方法）

1 水質検査等

(1) 検査方法

ア 水質基準項目

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）

イ 水質管理目標設定項目

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法

ウ クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌

「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成 19 年 3 月 30 日健水発第 0330006 号厚生労働省健康局水道課長通知）

エ ダイオキシン類

「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル」（平成 19 年 11 月厚生労働省健康局

水道課)

オ アンモニア態窒素

「上水試験方法」(最新版)

(2) 現場での測定

水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は甲が準備する。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき取扱う。

(4) 速報値の報告

ア 給水栓水及び原水の水質基準項目に係る水質検査結果については、必要に応じて採水日から一週間以内に一次報告を行う。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告する。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

(5) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。洗浄方法については「上水試験方法」による。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には、検査結果及び検査方法を記載する。

イ 甲が必要と認めた場合、乙は遅滞無く分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、濃度計算書、検量線、クロマトグラム等を甲に提出しなければならない。なお、検査結果以外の添付書類は電子納品とする。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出できるように常に整理しておく。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。また、検査担当者が変更となった場合は、遅滞なく検査体制の変更を申し出るとともに、第6(その他)2に該当する書類の変更を行い、甲に提出する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

乙は、甲の指示があった場合を除いて、甲が検査結果を受領するまで検査試料を保存しなければならない。試料の廃棄は、廃棄日を記録のうえ、関係法令を遵守し乙が行う。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

野帳、チャート類、機器の整備に係る記録等は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 乙への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、甲(甲が委嘱した専門家を含

む)は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

甲は、指定した給水栓水及び原水についてクロスチェックを行うことができる。この場合、甲は、乙が準備した採水容器にクロスチェック用の試料と通常の試料を同時に採水する。

第6 (その他)

1 安全管理

- (1) 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じる。
- (2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図る。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努める。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともにその拡大防止に努める。また、遅滞なく事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告する。

2 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名 称	提出期限等
一 般 事 項	業務委託着手届	契約締結後 5 日以内
	主任技術者届 (経歴書含む)	契約締結後 10 日以内
	検査員名簿	
	緊急時の連絡体制図	
	委託業務完了届	業務終了後速やかに
	打合せ記録簿	必要の都度
水 質 検 査 関 係	検査体制及び試料の採取、運搬に関する資料	契約締結後 10 日以内
	標準作業手順書 (採取、試料取扱に関するもの)	
	内部精度管理結果	
	外部精度管理結果	各採水日から 2 週間以内 (水質管理目標設定項目及びダイオキシン類については 40 日以内)
	水質検査結果書	
	公表用水質検査結果一覧	必要の都度

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。なお、甲が他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。

3 情報提供

乙は、本業務に関する情報を整理し、必要に応じて甲に情報を提供する。また、各種調査に係る根拠資料等について、情報を提供する。

4 支払方法

乙は、水質検査業務終了後に所定の手続きに従って検査手数料の支払いを請求する。甲は、検査手数料を乙の指定する日までに乙に支払う。

5 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。貸与した資料は、目録を作り提出するとともに、外部に漏洩しないよう管理し作業完了後、速やかに甲に返却する。また、作業の便宜上、複写した場合も外部に漏洩しないよう管理し、作業終了後に速やかに処分する。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに担当部署と打合せを行う。

(3) 成果品

ア 報告書提出部数	1 部
イ 電子ファイル	1 部